



障がい福祉相談員・ケアマネジャーの皆様へ

利用者様の状態が下記に1つでも該当したら、ぜひ訪問看護の導入をご検討ください。

- 入退院を繰り返している
- 病状が不安定でいつまた悪くなるか不安
- 療養管理上、問題が多い
 - 脱水をおこしやすい
 - 誤嚥（ごえん）しやすい
 - 尿が出にくい
 - 転びやすい
 - 決められたように薬が飲めない
 - 1人で入浴できない
 - 食事療法がうまくいかない
 - 便秘がある（浣腸や摘便が必要）
 - 口腔内が不潔になりやすい
 - 精神的に不安定
 - 寝たきり
 - その他（ ）
- 退院後も継続する医療処置や医療器具がある
 - 持続点滴
 - 経管栄養
 - インスリンなどの自己注射
 - 腹膜透析
 - 痛みのコントロール
 - 創や褥（じよく）瘡（そう）の処置
 - 人工肛門
 - 留置カテーテル
 - 在宅酸素療法
 - 自己導尿
 - 人工呼吸器
 - その他（ ）
- 以前と比べ、日常生活に介助が必要となってきた
- リハビリテーションが必要
- 介護者が高齢である、または家族に負担がかかってしまう
- 1人暮らし、または介護する人がいない
- これからもなるべく家で過ごしたい
- 人生の最期を自宅で迎えたい

この利用者さんは訪問看護が使える？

使うにはどうしたらいい？

ご相談は、各訪問看護ステーションまたはこちらまで

鳥取県訪問看護支援センター

TEL/FAX:0857-24-1533

住所:鳥取県鳥取市江津318-1 (公社)鳥取県看護協会

Email:sodan@tottori-kangokyokai.or.jp

URL:http://shien.tottori-kangokyokai.or.jp/



住み慣れた家や地域で安心して暮らせるために



「できる限り自宅で日常生活をおくりたい…。」

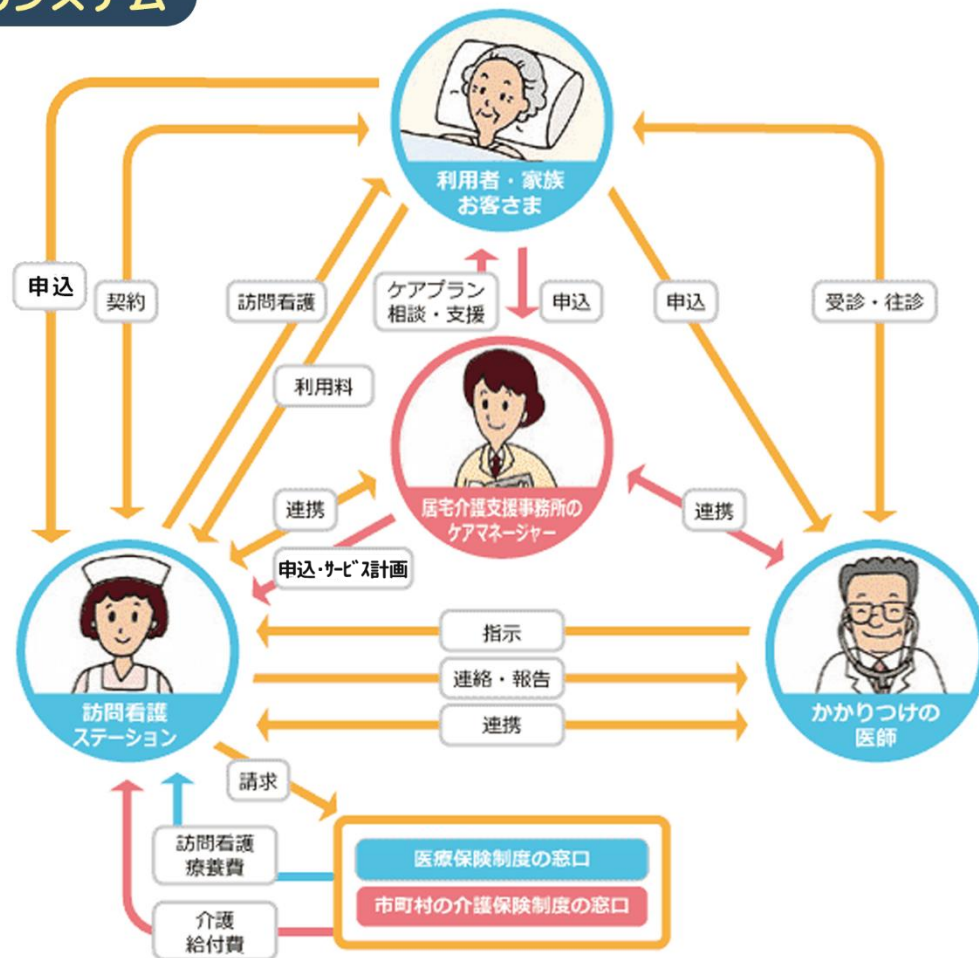
「家で最期の時を迎えたい…。」

こんな利用者様がいらっしゃる時は、お気軽に各訪問看護ステーション
または鳥取県訪問看護支援センターへご相談ください。
独居の方でも、まずはご相談を！

訪問看護とは

- ・専門的な知識と技術をもった看護師が直接自宅を訪問し、医師の指示のもとに医療処置、日常生活の看護・健康管理・介護相談などを行います。
- ・かかりつけの医師・介護支援専門員など多職種と連携を取りながら、住み慣れた地域や家庭で療養（生活）できるようお手伝いします。

訪問看護のシステム



訪問看護の内容

健康状態（血圧、体温など）のチェック
医師の指示による、医療処置や点滴・注射の実施
療養、看護、介護方法のアドバイス
排泄ケア、清潔ケア、入浴介助
保健・福祉サービスなどの活用支援
坐薬、浣腸、排便の指導や介助

褥（じょく）瘡（そう）や創傷の処置
カテーテルなど医療機器の管理
食事ケア、水分・栄養管理
医療機器のチェックや物品の確認
薬の種類や量、服薬方法を確認
ターミナルケア、緩和ケア

認知症の方の看護
誤嚥（ごえん）予防
家族など介護者の支援
リハビリテーション
関係機関との連絡調整